日時：平成16年8月19日 13:15～15:00
会場：愛知県産業貿易館 西館 8階会議室

徳山ダムに係る導水路検討会（準備会）

議 事 次 第

開会挨拶　　小林河川調査官

議事

1．趣旨及び検討会規約（案）について

2．導水路計画検討の概要について

3．木曽川水系連絡導水路（仮称）について

4．議事概要（案）について

5．記者発表について

6．その他

以 上

「徳山ダムに係る導水路検討会（準備会）」

出席者名簿

日時：平成16年 8月19日(木) 13:15~15:00

場所：愛知県産業貿易館西館　8階会議室

機関名	部局名	委員名	出席者	
			役職	氏名
岐阜県	基盤整備部建設管理局	水資源課長	水資源監	甲田弘之
		河川課長	技術課長補佐	岩清水善隆
愛知県	企画振興部	土地水資源課長	土地水資源課長	舟橋　茂
	建設部	河川課長	河川課長	井山　聡
	企業庁	水道計画課長	主任主査	近藤博信
三重県	地域振興部	資源活用室長	水資源特命監	中川　寛
	県土整備部	河川室長	河川室長	宮崎純則
名古屋市	上下水道局技術本部計画部	水資源主幹	水資源主幹	坂　明憲
中部地方整備局	河川部	河川調査官	河川調査官	小林　稔

随行

愛知県	企画振興部	土地水資源課	主幹	溝田大助
			主査	杉本哲史
	建設部	河川課	補佐	水谷三喜男
			主査	豊田正博
三重県	県土整備部	河川室	主査	高橋建二
名古屋市	計画部	水道計画課	係長	進士靖洋
国土交通省 中部地方整備局	河川部		流域調整官	山内　博
		河川環境課	係長	武田真吾
			担当	原　幹彦

「徳山ダムに係る導水路検討会」設立趣旨（案）

国土交通省中部地方整備局、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市は、平成16年6月22日の「徳山ダム事業に係る三県一市副知事・助役会議」において、徳山ダム事業について一致協力して事業の推進に努めることで合意すると共に、三県一市から『徳山ダムで開発した水の効率的な利用方策については、三県一市と密接に連携を図りながら導水路の早期の具体化に向けて検討を進めること』との要請を受けた。

この要請を受け、徳山ダムに渇水対策として貯留した水を木曽川、長良川に補給するため、及び愛知県、名古屋市が新規開発した都市用水を利用するために必要となる揖斐川からの導水路について、一連の検討過程における透明性を確保しつつ、関係県市との意見交換を行うとともに、具体化に向けた検討を行うことを目的として、「徳山ダムに係る導水路検討会」を設立するものである。

「徳山ダムに係る導水路検討会」規約（案）

（趣旨）

第１条　「徳山ダムに係る導水路検討会」（以下「検討会」という）の組織及び運営に関しては、この規約に定めるところによる。

（目的）

第２条　検討会は、徳山ダムに渇水対策として貯留した水を木曽川、長良川に補給するため、及び愛知県、名古屋市が新規開発した都市用水を利用するために必要となる揖斐川からの導水路について、一連の検討過程における透明性を確保しつつ、関係県市との意見交換を行うとともに、具体化に向けた検討を行うことを目的とする。

（委員）

第３条　検討会は、次に掲げる委員により組織する。

委員長	国土交通省中部地方整備局河川部	河川調査官
委員	岐阜県基盤整備部建設管理局	河川課長
	〃	水資源課長
	愛知県企画振興部	土地水資源課長
	建設部	河川課長
	企業庁	水道計画課長
	三重県地域振興部	資源活用室長
	県土整備部	河川室長
	名古屋市上下水道局技術本部計画部	水資源主幹

（委員長）

第４条　委員長は、国土交通省中部地方整備局河川部河川調査官が務めるものとし、会務を総括し検討会を代表する。

（検討会の所掌事務）

第５条　検討会は、導水路事業の建設着手に向け、次に掲げる事項について検討するものとする。

一　導水路の具体化（ルート選定等）に向けての基礎資料の作成

二　導水路の具体化に伴う関係者間の意見交換

三　その他

（検討会の開催）

第６条　検討会の開催は、委員長の判断により、随時開催するものとする。

（議事の公開）

第７条　議事の公開については、検討会終了後の議事概要を公表することをもって公開とする。

（事務局）

第８条　検討会の事務局は、中部地方整備局河川部河川環境課内に置く。

（会議の招集）

第９条　検討会会議の招集は、委員長の確認を得て事務局が招集する。

（雑則）

第10条　この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は委員長が検討会に諮って定める。

付則

この規約は平成１６年　月　日から施行する。

木曽川水系連絡導水路（仮称）

位置

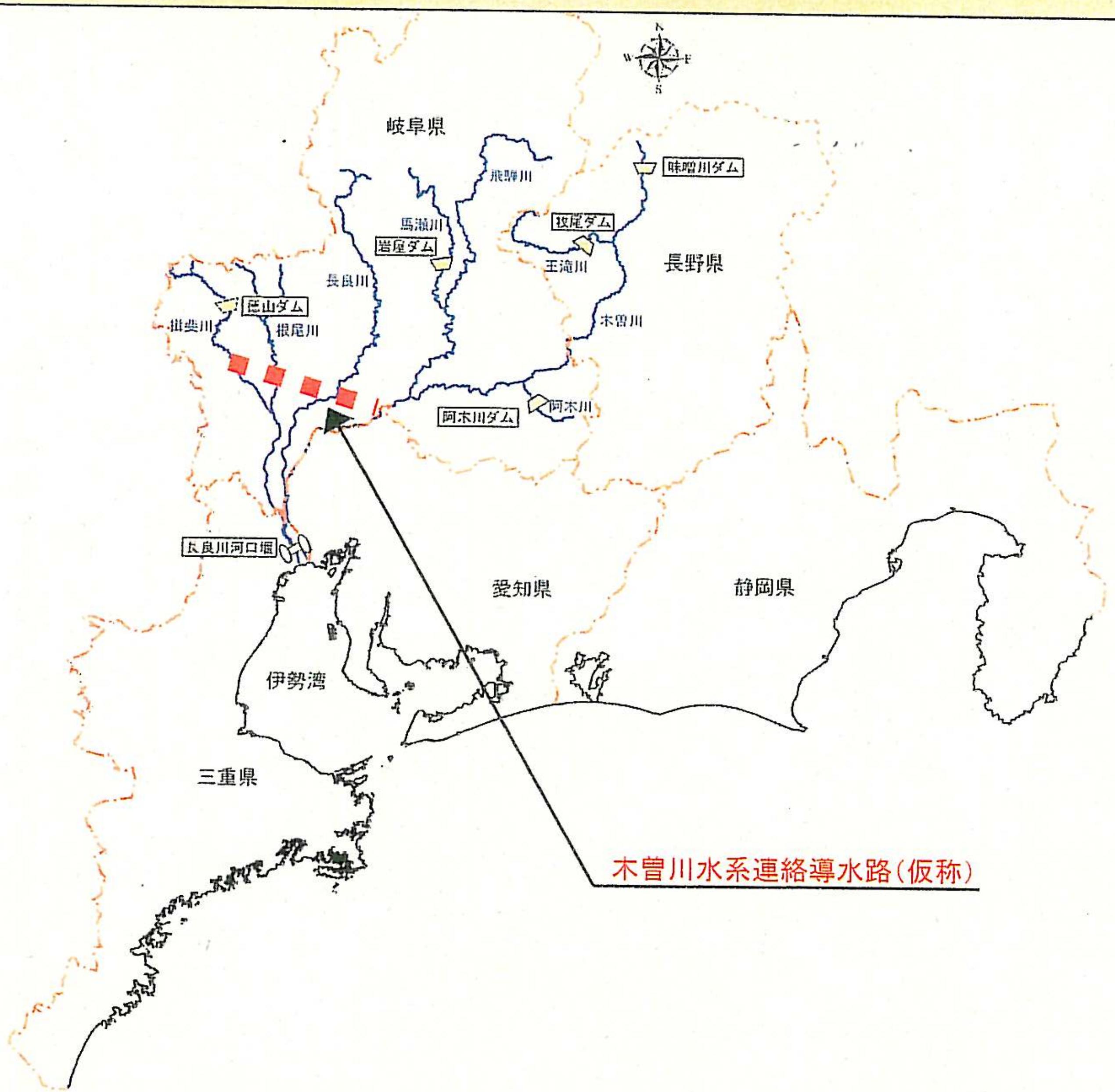

木曽川水系連絡導水路（仮称）

目的

徳山ダムで新たに確保される
◆渇水対策容量による「異常渇水時における緊急水の補給」
◆特定利水容量による「特定利水補給」
を目的とする。

概要

木曽川水系揖斐川の左岸（岐阜県揖斐郡揖斐川町北方地先）から同木曽川の右岸（岐阜県加茂郡坂祝町北方地先）に至る、延長約48kmの導水路を建設する。

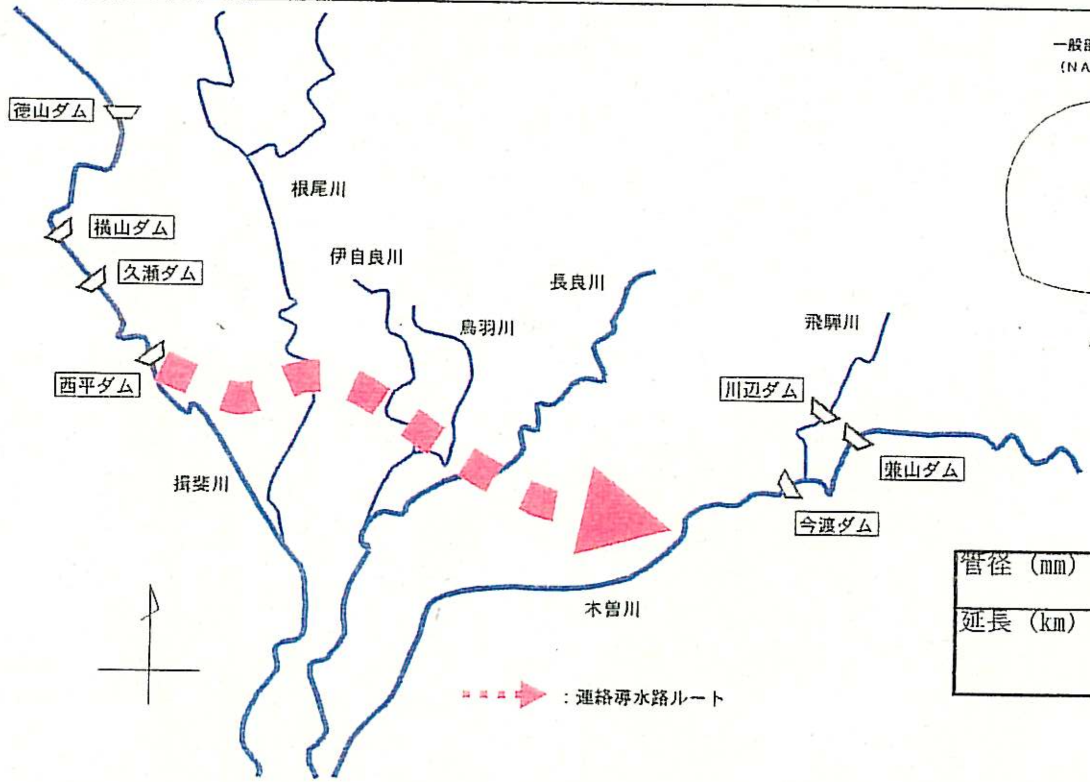

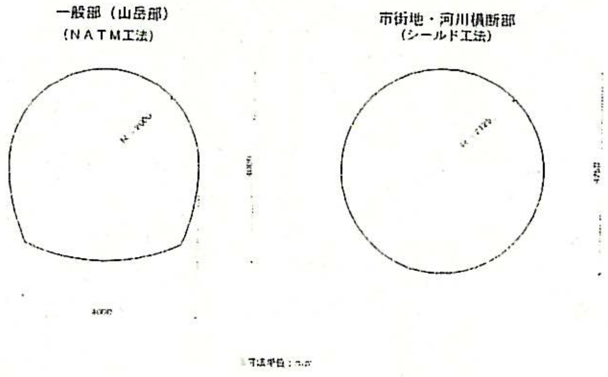

管径（mm）	一般部	φ4000
	市街地・河川横断部	φ4250
延長（km）	一般部	44.90
	市街地・河川横断部	2.52
	計	47.42

木曽川水系連絡導水路(仮称)

必要性

木曽川水系は全国的にみても渇水が生じる頻度が高く、河川環境の悪化と生態系への悪影響がしばしば発生している。

⇩

「異常渇水時における緊急水の補給」は、渇水時における河川環境の改善を行うもので、徳山ダムの渇水対策容量は、そのための貯水容量として木曽川水系において初めて設けられるもの。

⇩

「異常渇水時における緊急水の補給」を揖斐川のみならず木曽川・長良川に行うためには、当事業による導水路の建設が不可欠。

H6.8.8 岐阜新聞(夕)

S61.12.10
伊勢新聞(朝)

S62.1.22
岐阜日日新聞(朝)

木曽川水系連絡導水路(仮称)

必要性

近年は水資源開発施設の計画時と比較して少雨の年が多く、年間降水量のバラツキが大きい傾向にあり、水資源供給に係る安定性が低下している。

⇩

「特定利水補給」は、H27年度を目途とする木曽川水系水資源開発基本計画における都市用水需要量について、近20ヶ年中第2位の渇水年においても安定的に供給するために必要。

⇩

木曽川で予定している愛知県及び名古屋市分の取水を行うためには、当事業による導水路の建設が不可欠。

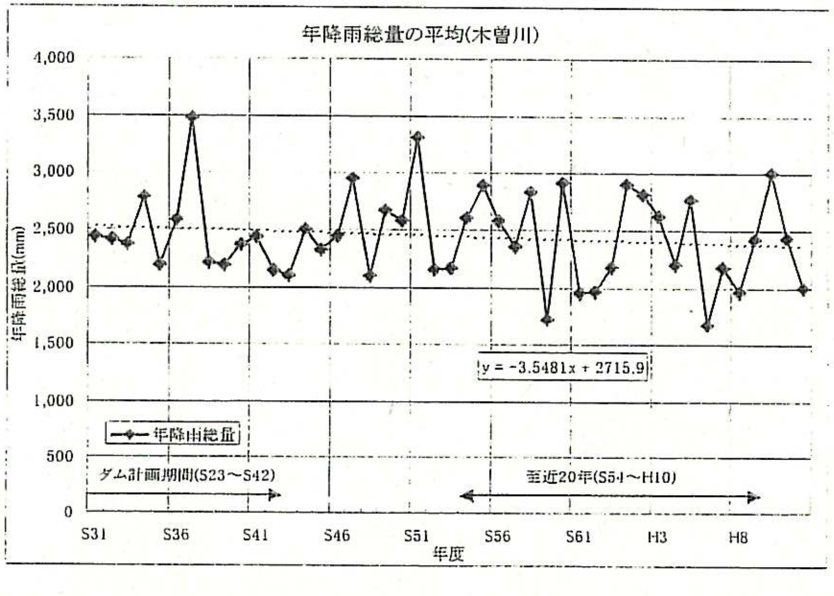

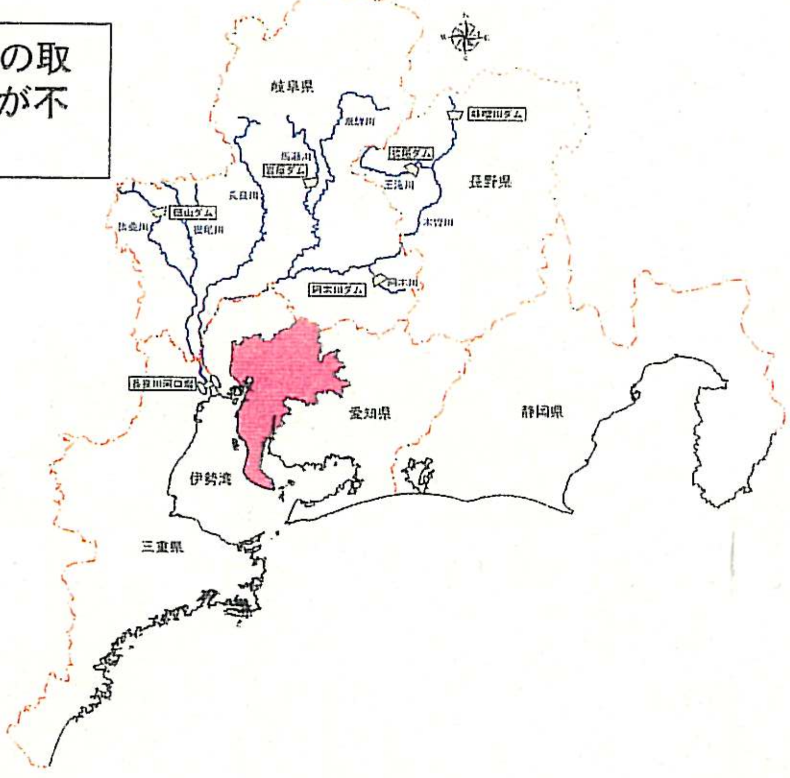

徳山ダムに係る導水路検討会(準備会)の議事概要(案)について

平成１６年６月２２日に開催された「徳山ダムに関する三県一市副知事・助役会議」において、『徳山ダムで開発した水の効率的な利用方策については、三県一市と密接に連携を図りながら導水路の早期の具体化に向けて検討を進めること』が確認された。

これを受け、三県一市課長レベルの「徳山ダムに係る導水路検討会」を設置すること、及び下記事項を確認した。

(1)

記

(2)

（１）導水路は、治水目的と利水目的との共同事業として行うことを基本として検討を進める。

とを合わせて検討することを基本とする

（２）導水路は上流案を基本として検討を進める。

（３）検討に当たっては、事業評価監視委員会への説明、インターネット等による関係住民からの意見聴取を行う等、一連の検討過程における透明性を確保しつつ検討を進める。

NEWS RELEASE

平成１６年８月〇日
国土交通省中部地方整備局

１．件　　名　「徳山ダムに係る導水路検討会(準備会)」の開催結果について

２．概　　要　平成１６年６月２２日に開催されました「徳山ダムに関する三県一市副知事・助役会議」において、『徳山ダムで開発した水の効率的な利用方策については、三県一市と密接に連携を図りながら導水路の早期の具体化に向けて検討を進めること』が確認されました。
これを受け、８月１９日に「徳山ダムに係る導水路検討会（準備会）」を開催し、三県一市課長レベルの「徳山ダムに係る導水路検討会」を設置すること等について確認しましたので、議事概要及び会議資料について情報提供いたします。

３．資　　料　別添資料のとおり

４．解　　禁　指定なし

５．配 布 先　中部地方整備局記者クラブ、
愛知県政記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、
大垣市政記者クラブ

６．問合せ先　国土交通省中部地方整備局
河川部河川調査官　小林　稔
河川部広域水管理官　溝口　正信　電話 052(953)8146

会議の公開は、規約にのっとり議事概要の公表をもって公開とさせていただきます。
今後も、会議終了後、会議内容について情報提供いたします。

平成16年６月15日
記　者　発　表　資　料

「木曽川水系における水資源開発基本計画」の全部変更について

国土交通省中部地方整備局
独立行政法人水資源機構

本日、「木曽川水系における水資源開発基本計画」（木曽川フルプラン）の全部変更が閣議決定されました。この木曽川フルプランでは、供給の目標を達成するために必要な施設整備として徳山ダムが位置づけられており、今後、全部変更された木曽川フルプランに基づき、水資源機構において徳山ダムの事業実施計画をできる限り早期に変更することとしています。

徳山ダムについては、木曽川フルプランの全部変更にあたり、関係県市において、安定的な水利用を可能にする将来の水需給の見通しの検討を行った結果、現行計画における利水参画量１２m3/sが６．６m3/sに減量されることとされました。それに伴って、徳山ダムの利水容量を見直すとともに、発電についても、近年の電力需要の伸びの低下に加え、電力の自由化など経営環境が厳しいこともあり、経済性の観点から費用負担の増加を抑えたいとの意向もあり、底水容量を減量することにしています。

一方で、揖斐川は木曽三川の中で最も治水安全度が低く、安全度の向上が急務となっており、徳山ダムの洪水調節計画を見直し、洪水調節容量を増加させるとともに横山ダムとの用途振り替えにより洪水調節機能の向上を図り、早期にかつ経済的に揖斐川の治水安全度を向上させることとします。また、揖斐川の河川環境の観点から、必要な流量をさらに確保します。

以上のような内容で徳山ダムの計画を変更することとしています。

なお、今回の木曽川フルプランにおいては、供給の目標を達成するために開発した水を効率的に利用するための調査を推進すると記載しております。この記載は個別・具体の事業を念頭においているわけではなく、あくまでも一般論としてその姿勢を示しているものですが、これに関して、導水路計画が具体化しつつあるかのような報道がありました。現状は、徳山ダムの水を効率的に利用するためにどのような方策があり得るかを様々な角度から検討している段階であり、その具体の実施方策については未定の状態です。今後、徳山ダムで開発した水の効率的な利用方策については、財政負担の極小化も含めて関係県市や関係機関とも調整していくこととしています。その方策が確定次第、速やかに木曽川フルプランを変更するなど所要の手続きを行ってまいります。中部地方整備局としても、その進捗に応じて、適宜、情報提供を行ってまいります。

いずれにしても、一連の過程においては、その透明性を確保しつつ十分に説明責任を果たしてまいりたいと考えています。